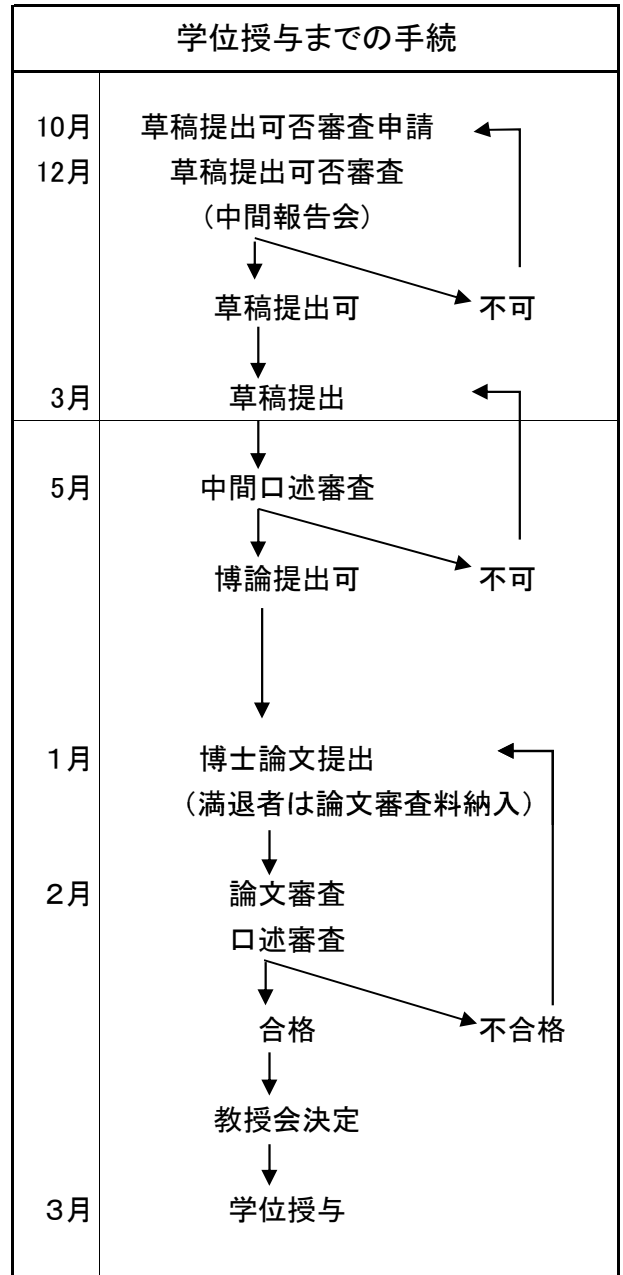


## 学位(博士)授与までの手続

在 学 生	
1年	(「研究指導に関する施行細則」による要件) 6条-(1)
12月	6条-(2) <span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第1次中間報告</span>
2年	6条-(3) 6条-(4)
12月	<span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第2次中間報告 6条(1)~(4)確認</span>
3年	
5月	
12月	<span style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">第3次中間報告</span>
1月	
2月	
3月	所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学(満期退学)が可能



### 満期退学者(退学後5年以内の手続)

論文提出の手続については、在學生に準じます。

在学中に可となった手続からの継続となります。

日程等については在學生と同じです。中間報告会等は事前に参加の申し出が必要になりますので、指導教員との連絡を密にしてください。

満期退学後、「研究生」として在籍し、指導を受けることが出来ます。

研究生については別途、出願要項で確認してください。

研究生も学位授与についての手続は満期退学者と同様です。